



土地（以下「本件土地」とする。）を明け渡す。

- (2) 相手方は、伊賀市が、(1)に定める期間経過後、本件建物を撤去することにつき承諾する。明渡し確認後に本件建物内に残置動産が残存する場合は、当該動産について、伊賀市が処分を行うことに相手方は異議を申し立てない。建物及び残置動産の撤去費用は、伊賀市の負担とする。
- (3) (2)に定める伊賀市による本件建物の撤去が完了後、相手方は、速やかに、本件建物の滅失に関する登記手続及び伊賀市課税課への家屋滅失届の提出を行う。なお、手続費用は、相手方の負担とする。
- (4) 伊賀市は、相手方に対して、本件紛争の一切の和解金として、双方立会いによる明渡しの完了確認の後 30 日以内に相手方の指定する口座に 5,500,000 円を振込みにより支払う。なお、振込手数料は、伊賀市の負担とする。
- (5) 伊賀市及び相手方は、本和解条項に定めるもののほかは、本件土地及び本件建物に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 本件手続費用は、伊賀市の負担とする。